

【肝付町】

平成30年度以降分

訪問型サービス（現行の介護予防訪問介護相当のサービス） ※赤文字が昨年度との変更点

サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様のサービス（身体介護と生活援助） ●サービス提供時間 →現行の基準省令に準じる。 ●サービスの支援内容 →現行の基準省令に準じる。				
対象者	「要支援認定者(要支援1・2)」及び 基本チェックリスト該当による「事業対象者」				
サービス提供の考え方	●以下のような、訪問介護員による支援が必要とケアマネジメントで認められる者 疾患、廃用等により上下肢や体幹機能の低下がある利用者や認知機能の低下等により日常生活に支障をきたす症状・行動を伴う利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、状態の維持若しくは改善を図り、または状態悪化を予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すもの。				
サービス提供者	指定訪問介護事業者の従事者 ※肝付町の指定が必要				
人員・設備・運営・基準	人員	現行の介護予防訪問介護と同じ基準 ①管理者 常勤専従 1人以上 ※管理者は、支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能。 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人につき1人以上(一部非常勤可)。 ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上。 【資格要件：介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】			
	設備	①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品			
	運営	①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密保持 ⑤事故発生時の対応 ⑥個別サービス計画の作成 等			
ケアマネジメント	ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）で実施				
単価	平成30年4月以降より月の利用回数実績に応じて回数単価が月額単価を適用する。またサービスコードはすべて平成30年4月以降よりA2（町独自）コードとなる。				
		対象者	利用内容	一回につき	一月につき
	要支援1・2 事業対象者	週1回程度 60分未満	訪問Ⅰ：266単位/回 ※月4回まで	訪問Ⅰ：1,168単位/月 ※月5回超える場合	
		週2回程度 60分未満	訪問Ⅱ：270単位/回 ※月8回まで	訪問Ⅱ：2,335単位/月 ※月9回超える場合	
	要支援2 のみ	週2回超 60分未満	訪問Ⅲ：285単位/回 ※月12回まで	訪問Ⅲ：3,704単位/月 ※月13回超える場合	
要支援1・2 事業対象者	20分未満	短時間サービス： 165単位/回 ※月22回まで			
利用料	1割または2割負担（介護保険負担割合に準じる）				
事業所への支払い	国保連経由での審査・支払い				